

## 「働く市民の健康づくりネットワーク会議」設置要綱

### 1 目的

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」(以下ネットワーク会議)は、働く市民の健康づくりを推進するため、職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、相互に補完及び調整しながら健康づくり活動の充実強化を図ることを目的に開催する。

### 2 ネットワーク会議の構成

ネットワーク会議の構成は以下のとおりとするが、構成機関は必要に応じ増減することができるこことする。

#### (1) 職域保健関係

仙台労働基準監督署

独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健推進センター

塩釜地区地域産業保健センター仙台相談所

仙台商工会議所

宮城社会保険事務局

財団法人社会保険健康事業財団宮城県支部

健康保険組合連合会宮城連合会

#### (2) 地域保健関係

仙台市 仙台市保健所

#### (3) 関係団体

社団法人仙台市医師会

社団法人仙台歯科医師会

社団法人仙台市薬剤師会

社団法人宮城労働基準協会仙台支部

独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院勤労者予防医療センター

ネットワーク会議の議長は、委員の互選によるものとする。

また、特定事項を調査協議する必要がある場合は部会を設置することができる。

### 3 協議事項

ネットワーク会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 職域保健・地域保健の各関係機関および各関係団体間の相互協力のあり方についての検討や事業の実施について
- (2) 働く市民の健康づくりに関する各構成機関間での情報交換
- (3) その他働く市民の健康づくりに関すること

### 4 事務局

ネットワーク会議の事務局は、仙台労働基準監督署・宮城社会保険事務局・仙台市の合同事務局体制とする。

### 附 則

平成14年11月12日制 定

平成16年3月19日一部改正

平成16年4月1日一部改正